

昭和二十七年

町民税(法人)について

町報第三号町民税に續いてを課するといふのである。次に法人の町民税について述べることに致します。

選挙について(2)

何時の選挙でも投票に来飽くまで信儀に従つて誠實な選挙民は相当ある。昨今ようやく選挙民の自治心が向上し政治的關心が旺盛になつたので多少なりとも棄権率が減少して来た傾向にあり特に婦人の躍進は目立つようになつて来たことは誠に結構な事である。

課處分による普通徴収の場合と比較して、進歩的な納税制度であると言ひよう、然しこの場合には、納税者の本制度に對する理解と、協力が絶対に必要である。

田町の一部分から新町本町に至る縣道コンクリート舗装工事實施に当り新町、本町の區間(元町角より本町又五吳服店迄)は向ふ一ヶ月間車馬の通行を禁ずる事になり、ますから車馬通行は左記二ヶ所を利用して下さい。

舗装工事による車馬通行道路のお知らせ

一、布屋町、鎌谷町、新町、壽田米屋脇道路
二、寺町、小學校前、柳町、木慶用地、元町、田町

公民館行事予定 (七月十八日以後の分)

五所川原まつり 行 事 豫 定 自八月一日 五日間 至全 五日 五日間

戸籍の窓 (六月中のこと)

出生 荒谷清一 錦町 菅賀敏夫 東町 三上幸二 錦町 高橋三男 布屋町 三浦弘三 元町 蛇名洋子 柳町

告知板

告知板 (七月十五日以後の分) 十五日 下平井町 十五日 下平井町 十六日 上平井町 十七日 新井町 十八日 新井町 十九日 新井町 二十日 新井町 二十一日 新井町 二十二日 新井町 二十三日 新井町 二十四日 新井町 二十五日 新井町 二十六日 新井町 二十七日 新井町 二十八日 新井町 二十九日 新井町 三十日 新井町

耕作者の届出について 岩木川河畔に畑を耕作し居る方は至急役場都市計画課までお出下さい



町報もお蔭で第四號を皆様に送ることになりました。本号より実は活字を少くしきくして必要な町の寫眞版と御寄稿された原稿をより多く取り入れた一層活動したいと思ひます。これからは夏季傳染病が発生しますから皆様に衛生に呉々も御注意して下さい。